

食品表示法の規定をあらためて読み解く(表示する行為等)

今年も、早や立春を迎え、各地でロウバイの香りが漂う候となり、確実に春の気配が感じられるようになりました。

一方、新型コロナウイルスについては、全国で緊急事態宣言が発令され、皆様方には相変わらずリスクを抱えながらの不自由な生活を送られていることと思います。

一時も早い好転を望んでいますが、こうした中でこそ、日常生活に必要不可欠な食品の表示に関しては、健全な食生活にとって欠かせない位置づけとして重要性を増しつつあります。

私ども食品表示検定協会としては、今年は例年通り初級・中級の検定試験について前期・後期2回、上級試験は1回の実施を計画しているところです。

ところで、食品表示法で気になる点についての解釈についてこれまで解説してきましたが、今回も続けて記載させていただきますので、参考になれば幸いです。

<食品表示法(第4条～第6条、第11条、第18条、第19条関係)>

1 「表示をする」や「表示がされる」等の表示に係る行為の文言は、どのように区別されるのか?

1 食品表示法においては、食品関連事業者等は、食品表示基準に従った表示がされていない食品の販売をしてはならないこととしています(第5条)。

食品関連事業者等の中には、食品に関する情報を元に表示の内容を決定し容器包装等に表示を付しそれを販売する者(例:容器包装に入れられた食品を製造する製造業者)と、別の食品関連事業者等から既に表示が付けられている食品を購入しそのままの状態の販売をする者(例:容器包装に入れられた食品を販売する小売業者)の両者が含まれます。

2 この違いを明確にするため、「食品に関する情報を元に表示の内容を決定し容器包装等に表示を付す」行為については、「表示をする」、「表示する」又は「表示を行う」と表していますが、全ての食品関連事業者が行う行為は、「(自身又は他の食品関連事業者によって)表示がされた食品を販売する」と表現できます。

以下、具体的条文での表現とその解釈の例を示します。

<第6条第1項>

(指示等)

第六条 食品表示基準に定められた第四条第一項第一号に掲げる事項（以下「表示事項」という。）が①表示されていない食品（酒類を除く。以下この項において同じ。）の販売をし、又は販売の用に供する食品に関して表示事項を②表示する際に食品表示基準に定められた同条第一項第二号に掲げる事項（以下「遵守事項」という。）を遵守しない食品関連事業者があるときは、内閣総理大臣又は農林水産大臣（内閣府令・農林水産省令で定める表示事項が③表示されず、又は内閣府令・農林水産省令で定める遵守事項を遵守しない場合にあっては、内閣総理大臣）は、当該食品関連事業者に対し、表示事項を④表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。

① 及び ③について

食品関連事業者が、その者が自ら表示をするかどうかにかかわらず、販売した食品に表示がされているかどうかを問題とするため、受動態で規定。

② について

遵守事項は表示をする者が表示をする際に遵守すべき事項であるため、「表示する」と規定。

④ について

違反した者への指示の内容としては、表示されていない場合は自ら表示を是正すればいいので、「表示する」ことを規定。

<食品表示法（第4条～第6条、第11条、第18条、第19条関係）>

2 「原材料」と「原料又は材料」は、どのように区別されているのか？

1 「広辞苑」（岩波書店）によれば、「原材料」は、「生産の資材になるもの。もととなる材料」、「原料」は、「製造・加工のもとになる材料。製品となった時、もとの形が残っていないものをいうことが多い」及び「材料」は「加工して製品にする、もとの物。原料」とされています。

2 「原材料」とは、生産の資材になるものを意味する用語であり、加工食品においては、当該食品を製造する過程で使用されるものを指しています。

一方、「原料」とは、製造・加工のもとになる材料を意味する用語であり、「材料」とは、加工して製品にするもとの物を意味する用語であり、ほぼ同様の意味ですが、「原料」は製品となった時、もとの形が残っていないものというニュアンスを含んでいます。すなわち、「原料又は材料」とは、加工食品において、最終製品に形の残らない又は形の残るもとの物双方を指しているものですが、この概念は「原材料」と意味が異なるものではありません。

3 したがって、食品表示法においては、形が残る、残らないに関わらず、ともに規制の対象となること、また、他法律においては、「原材料」を使用している例が多いことから、「原材料」という用語を用いていると思われます。

<食品表示法（第6条関係）>

3 厚生労働省が指示等の執行を行わない理由は？

1 従来、食品衛生法における是正措置・調査については、内閣総理大臣（消費者庁長官）のほか、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長が是正措置権限、調査権限を行使できることとされています。

都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、厚生労働大臣及び内閣総理大臣が定めた監視指導指針に基づき毎年度食品衛生監視指導計画を策定し、食品関連施設等に対する監視指導及び食品検査などを都道府県等の職員に担わせています。

2 この背景には、当該監視業務を行っている都道府県等の職員（食品衛生監視員）が、全国で1万数千人（食品以外の衛生行政業務にも従事）いるのに対して、厚生労働省は、地方組織としては、ブロック域の地方厚生（支）局があるものの、食品衛生関係業務としては、登録検査機関の検査体制の確保（登録・取消、監視指導）や総合衛生管理製造過程の承認・監視等を担当しているのみであり、従事職員も数十人という実態があります。

3 食品衛生上の危害を防止することは、国が本来果たすべき責務に係るものであり、適正な処理を特に確保する必要があるものの、被害拡大防止や国民に必要な情報提供を速やかに行うなどの観点から、消費者に身近な行政を担う都道府県知事等に命令・収去等の強い権限を付与して行使できることとしています。

4 このようなことから、表示基準違反についても、機動力のあり、普段から地の利のある保健所に併せて監視してもらうことが、法の執行には有効であり、これまでも表示の規制が適正に行われてきたところです。

なお、広域の表示基準違反が発生した場合には、全国の自治体間で連絡・連携・情報の共有をし、監視指導を行っているのが実態です。

5 国の対応としては、内閣総理大臣（消費者庁長官）が、食品表示基準策定事務を行っているところであり、是正権限や調査権限も有しています。

一方、従来の食品衛生法に基づく表示規制は、消費者庁設置に伴い、厚生労働大臣から内閣総理大臣に権限が移管され、厚生労働大臣は権限を有していません。

6 これを踏まえ、食品表示法における表示の取締りに関する報告徴収、立入検査、指示といった各種措置の主体としては、厚生労働大臣は位置付けられていません。

ただし、国レベルで食品表示の監視に関する連絡調整を行っている「食品表示連絡会議」ではオブザーバーとして参画しています。

（以上 令和3年1月31日現在）